

右京区行政推進会議要綱

(設置)

第1条 区役所等、局等及び事業所等が、相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、右京区行政の総合的な推進を図るため、右京区行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 右京区長（以下「区長」という。）
- (2) 右京区地域力推進室長兼区民部長、右京区健康福祉部長及び右京区子どもはぐくみ室長
- (3) 右京区地域力推進室総務・防災課長
- (4) 右京区地域力推進室企画課長
- (5) 右京区地域力推進室まちづくり推進課長
- (6) 右京区京北出張所長
- (7) 西部まち美化事務所長
- (8) 北部クリーンセンター所長
- (9) 北部農業振興センター所長
- (10) 京北・左京山間部農林業振興センター所長
- (11) 西部土木みどり事務所長
- (12) 京北・左京山間部土木みどり事務所長
- (13) 右京消防署長
- (14) 交通局梅津営業所長
- (15) 上下水道局西部営業所長
- (16) 上下水道局西部営業所京北分室担当課長
- (17) 上下水道局水道管路管理センター北部配水管理課長
- (18) 上下水道局きた下水道管路管理センター所長
- (19) 右京中央図書館図書課長
- (20) 子ども育みサポーター（京都市教育委員会事務局生涯学習部首席社会教育主事）
- (21) 京都市立小学校長会支部長（右京北支部及び右京南支部）
- (22) 京都市立中学校長会理事（右京支部）
- (23) 右京警察署長
- (24) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者（議長及び副議長）

第3条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は区長とし、副議長は地域力推進室長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、議長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、右京区役所において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月８日から施行する。